

企第123号

平成23年4月25日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 生命保険協会

一般委員会

委員長 金井 洋

(東京都千代田区丸の内3-4-1)

(電話 03-3286-2651)

(メールアドレス kikaku@seiho.or.jp)

「金融商品会計基準（金融負債の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」
に関する意見

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年2月25日に公表された「金融商品会計基準（金融負債の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」に関しまして、別紙のとおり、当協会としての意見を申し述べます。

宜しくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

謹白

「金融商品会計基準(金融負債の分類及び測定)の見直し
に関する検討状況の整理」に対する意見

生命保険協会

2011 年 4 月 25 日

— 目次 —

1	総括意見.....	1
1.1	生命保険事業を適切に表すための提案	1
1.2	提案されている金融負債の測定モデルに対する見解	2
2	質問への回答.....	3
2.1	質問 1 複合商品の主契約(第 7 号及び第 52 項参照)	3
2.2	質問 2 公正価値オプションの適用(第 12 項及び第 16 項参照)	3
2.3	質問 3 複合商品の区分処理(第 13 項から第 18 項参照).....	4
2.4	質問 4 金融負債に関するその他の包括利益累計額のリサイクリング(第 24 項参照).....	4
2.5	質問 5 適用指針(案)の改善の方向性(A22 項参照)	5
3	提示された質問以外の論点への回答	5

1 総括意見

1. 金融商品会計基準の包括的な見直しの議論が国際的に展開されている中、「金融商品会計基準（金融負債の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」（以降、本検討状況の整理）を公表されたことに対して敬意を表するとともに、意見を述べる機会を頂いたことについて、感謝の意を表明したい。

■ IFRS9 号（分類及び測定：金融資産）については更なる改訂が必要

2. 金融資産の会計基準は、IFRS においては IFRS9 号（分類及び測定：金融資産）として 2009 年 11 月に既に基準化がなされており、日本基準においても 2010 年 8 月に ASBJ から検討状況の整理が公表され、IFRS9 号をベースに日本基準の見直しを進める方向性が示されている。IFRS9 号において、トレーディング目的ではない資本性金融商品においては公正価値の事後的な変動をその他の包括利益で認識することは認められているものの、実現時に純利益に認識（リサイクリング）することは容認されておらず、純利益の内容が変質する懸念がある。従って、IFRS9 号に以下の改善を行うことが必要だと考える。

- ・トレーディング目的ではない資本性金融商品において、公正価値の事後的な変動をその他の包括利益で認識した場合において、リサイクリングすることを容認する。
- ・資本性金融商品以外の金融商品についても幅広く公正価値の事後的な変動をその他の包括利益で認識し、リサイクリングすることを容認する。

■ IASB・FASB 及び欧州等の動向も見極めて、我が国の会計基準を策定すべき

3. 米国 FASB においても金融商品会計基準の見直しが検討されているが、OCI 区分の対象・リサイクリングの取扱い・非上場株式の測定等の主要な論点に関しては、IFRS9 号とは異なる方向で検討が進められている。また、欧州においては IFRS9 号のエンドースメントを延期しており、欧米における IFRS9 号の適用に向けては今後も不確定要素を含むと考えられる。
4. したがって、日本においても金融商品会計を巡る国際的な動向を踏まえ、IFRS9 号の内容に縛られることなく国内諸制度との関係も踏まえた慎重な検討をお願いすると共に、金融商品会計基準の包括的な公開草案の公表タイミング及び基準の適用時期に関しても慎重に検討頂きたい。さらには、将来的な日本基準のあり方として少なくとも当面の間は現行の日本基準を存置する選択肢を現時点で排除すべきではないとも考える。

1.1 生命保険事業を適切に表すための提案

5. 生命保険事業は、長期にわたるリスクを引き受け、それを確実に履行することが求められるビジネスであり、保有する資産・負債の公正価値の変動で利益をあげるビジネスではない。生命保険会社の財務諸表の利用者に対しては、そのようなビジネスの実態を適切に表すことが必要であり、長期保有する資本性商品の公正価値の変動などの「未実現の損益」を純利益で認識することは、利用者の理解の妨げになると考えている。従って、金融資産・保険負債については、両基準の整合性が確保される形で、財政状態計算書上では公正価値で表示される場合であっても、公正価値の変動については、未実現時には純利益に認識せず、実現時に純利益において認識されるべきと考える。従って、生命保険事業においては、上述の 2 項の懸念はより一層強いものとなる。

1.2 提案されている金融負債の測定モデルに対する見解

- 公正価値オプションは日本に導入する際のメリットが明らかでない一方で課題が多いため、日本基準への導入にあたってはより一層、慎重な検討が必要

(公正価値オプションのメリットが明らかでない点)

6. 本検討状況の整理では、IFRS9 号とのコンバージェンスを理由に公正価値オプションの導入が提案されているが、公正価値オプションの導入による情報有用性の向上等のメリットが、日本の市場関係者の間で十分に認識されていないものとする。金融負債に対する公正価値オプションは我が国には存在しない概念であるため日本の市場関係者に与える影響が大きいことや、以下(7 項)に記載する解決すべき課題があることから、公正価値オプションを導入することのメリットを十分に明らかにした上で、議論を行うべきだと考える。

(公正価値オプションを適用した場合の課題)

7. IFRS9 号では、負債に関する自己の信用リスクが悪化する状況で利益が計上される問題に対して、信用リスクの変動に起因する公正価値変動をその他の包括利益に表示することで改善が図られたが、

依然として、損益計算書上において以下の課題がある。

- ・ リサイクリングが容認されておらず、利用者が重要視している純利益の内容が変質すること
- ・ 負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額を客観的に測定するための指針が十分ではなく、比較可能性の面から問題がある

さらには、貸借対照表上においても、以下の課題が解決されておらず、

- ・ 信用リスクが悪化する状況で負債が減少すること

金融負債に対する公正価値オプションの日本基準への導入にあたってはより一層、慎重な検討が必要になる。

- その他の包括利益累計額のリサイクリングが必要

8. IFRS9 号では、その他の包括利益に計上された負債の信用リスク変動に起因する公正価値変動額は純利益にリサイクリングすることが禁止されているが、リサイクリングを認めなければ、負債の満期前の消滅の認識時に実現損益が純利益に反映されないこととなり、純利益の内容を変質させることになる。多くの投資家やアナリストは業績指標として純利益(実現損益)を重視していることを踏まえると、仮に金融負債に対して公正価値オプションを適用したとしても、リサイクリングは行われるべきだと考える。
9. また、検討の背景の 78 項でも記載されているが、日本基準は IFRS とは異なり純利益と利益剰余金とのクリーンサープラス関係を重視しており、リサイクリングに対する前提が IFRS とでは異なることを踏まえると、IFRS9 号ではリサイクリングが禁止されていたとしても、日本基準においてはリサイクリングを認めるべきだと考える。

2 質問への回答

2.1 質問 1 複合商品の主契約(第 7 項及び第 52 項参照)

第7 項では、デリバティブが組み込まれている複合商品について、その主契約が金融負債に該当するものだけでなく、金融資産に該当しないもののうち、払込資本を増加させる可能性のある部分を含まないものすべてを会計基準（案）の対象としています。このため、複合商品の主契約が非金融商品である場合も、本会計基準（案）に従って、区分処理の要否を判断することとしています。このように主契約が金融負債以外のものを会計基準（案）の対象とすることについて、適切と考えますか。適切と考えない場合、それはなぜですか。

■ 回答なし

2.2 質問 2 公正価値オプションの適用(第 12 項及び第 16 項参照)

第12 項では、同項(1)又は(2)のいずれかの要件に該当する場合、金融負債を公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして当初認識時に指定すること（公正価値オプション）が認められています。また、第16 項では、同項(1)又は(2)のいずれかに該当する場合を除き、一定の複合商品に対して公正価値オプションを適用することが認められています。このように公正価値オプションの適用を認めること及びその要件について、適切と考えますか。適切と考えない場合、それはなぜですか。

■ 公正価値オプションは日本に導入する際のメリットが明らかでない一方で課題が多いため、日本基準への導入にあたってはより一層、慎重な検討が必要

（公正価値オプションのメリットが明らかでない点）

10. 本検討状況の整理では、IFRS9 号とのコンバージェンスを理由に公正価値オプションの導入が提案されているが、公正価値オプションの導入による情報有用性の向上等のメリットが、日本の市場関係者の間で十分に認識されていないものと考ええる。金融負債に対する公正価値オプションは我が国には存在しない概念であるため日本の市場関係者に与える影響が大きいことや、以下(11 項)に記載する解決すべき課題があることから、公正価値オプションを導入することのメリットを十分に明らかにした上で、議論を行うべきだと考える。

（公正価値オプションを適用した場合の課題）

11. IFRS9 号では、負債に関する自己の信用リスクが悪化する状況で利益が計上される問題に対して、信用リスクの変動に起因する公正価値変動をその他の包括利益に表示することで改善が図られたが、

依然として、損益計算書上において以下の課題がある。

- ・リサイクリングが容認されておらず、利用者が重要視している純利益の内容が変質すること
- ・負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額を客観的に測定するための指針が十分ではなく、比較可能性の面から問題がある

さらには、貸借対照表上においても、以下の課題が解決されておらず、

- ・ 信用リスクが悪化する状況で負債が減少すること

金融負債に対する公正価値オプションの日本基準への導入にあたってはより一層、慎重な検討が必要になる。

2.3 質問 3 複合商品の区分処理(第 13 項から第 18 項参照)

第13 項及び第14 項において、複合商品について、組込デリバティブの経済的性格及びリスクが主契約の経済的性格及びリスクと密接に関連しているか否か等の規準により、区分処理の要否を判断することとしています。他方、第17 項において、複合商品について、管理上、組込デリバティブを区分している場合、この点について特段の定めを設けず複合商品について一体として処理する案（【案1】）、及び、区分処理の要件を満たさない場合でも、組込デリバティブの区分処理を認める案（【案2】）の2 つの考え方を掲げています。これらの案について、いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

■ 回答なし

2.4 質問 4 金融負債に関するその他の包括利益累計額のリサイクリング(第 24 項参照)

第24 項では、(1)第12 項により公正価値オプションが適用された金融負債、(2)第16 項により公正価値オプションが適用された複合商品、(3)第18 項により公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして指定された複合商品に関して、金融負債の満期前に負債の消滅が認識された場合でも、その他の包括利益累計額に認識された金額を純損益に認識しない（リサイクリングを禁止する）案（【案A】）と純損益に認識する（リサイクリングを要求する）案（【案B】）の2 つの考え方を掲げています。これらの案について、いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

■ 仮に、金融負債に対する公正価値オプションの適用を認めた場合においても、リサイクリングを要求する案（【案 B】）を支持する。

- IFRS9 号では、その他の包括利益に計上された負債の信用リスク変動に起因する公正価値変動額は純利益にリサイクリングすることが禁止されているが、リサイクリングを認めなければ、負債の満期前の消滅の認識時に実現損益が純利益に反映されないこととなり、純利益の内容を変質させることになる。多くの投資家やアナリストは業績指標として純利益(実現損益)を重視していることを踏まえると、仮に金融負債に対して公正価値オプションを適用したとしても、リサイクリングは行われるべきだと考える。
- また、検討の背景の 78 項でも記載されているが、日本基準は IFRS とは異なり純利益と利益剰余金とのクリーンサープラス関係を重視しており、リサイクリングに対する前提が IFRS とでは異なることを踏まえると、IFRS9 号ではリサイクリングが禁止されていたとしても、日本基準においてはリサイクリングを認めるべきだと考える。

2.5 質問 5 適用指針（案）の改善の方向性（A22 項参照）

適用指針（案）は、概ね、IFRS 第9 号の適用指針を基礎として作成されていますが、これについて、追加的な指針の必要性を含め、改善が必要な点がありますか。

- 適用指針において、信用リスク部分の変動に起因する金額を客観的に測定できるよう、標準的な手法の例示やガイダンスによる補足が必要だと考える

14. 適用指針 A18 項において、負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額の算定方法が記載されているが、

- ・ (1)の手法で算定した金額には、流動性プレミアムやビッド・アスクスプレッド等の信用リスクの変動以外の要素も含まれており、信用リスクの変動に起因する部分のみを客観的に測定することは困難である
- ・ (2)の信用リスクの変動に起因する金額を企業が忠実に表現すると考える手法は、企業によって算定結果に一定の幅が生じることが想定される

ことから、負債の信用リスクの変動に起因する金額の会計情報は比較可能性の面から十分ではないと考える。

15. したがって、適用指針において信用リスク部分の変動に起因する金額を客観的な測定が可能となるよう、標準的な手法の例示やガイダンスによる補足が必要だと考える。

3 提示された質問以外の論点への回答

- 個別財務諸表への適用を踏まえると、会社法や税法などの国内諸制度との調整が必要

16. 今回の検討対象である金融商品会計基準は個別財務諸表にも適用されることを踏まえると、会社法や税法などの国内諸制度との調整が必要になることから、とりわけ金融負債に対する公正価値オプションの導入に関しては、十分な議論なしに日本基準への導入を行うべきではない。

以 上